一般社団法人日本小児麻酔学会　定款施行細則

第１章　理事および監事の選出

第１条　理事は、次の二つに区分する。
1) 選挙理事
2) 指名理事

第２条　理事は、３名以上１５名以内、監事は２名以内とする。

第３条　理事または監事にならんとする者は、公示期間内（改選がある年の７月１日から８月３１日まで）に別途定めた書式で理事会に届け出る。なお、理事候補者または監事候補者は自薦、他薦を問わないが、自ら届け出ることとし、理事候補者は本学会代議員、監事候補者は会員または準会員でなければならない。同一施設からの立候補は１名とする。理事、監事の重複立候補はこれを妨げない。

第４条　届け出のあった候補者につき理事会は資格審査を行い、代議員会において理事選挙を行う。ただし、資格審査に合格した理事候補者数及び監事候補者数が定員と同数もしくはそれ以下のときは無投票当選とする。
2　理事立候補者が１２名以下の場合、第３条の定めにかかわらず、新たな理事会で選出された理事長、副理事長、財務担当理事の合意により、理事定員１５名を上限として指名理事を選出することができる。
3　監事候補者が１名以下の場合、監事定員２名から無投票当選となった監事数を減じた人数を上限として、新たな理事会が公示期間を定めて監事候補者を追加募集する。

第５条　代議員会における理事の選挙は次の各号に従う。
1) 選挙にあたって、理事長は代議員 2 名に選挙管理委員を委嘱し、選挙事務にあたらせる。
2) 投票は、別途理事会が定める方法により、15 名連記の無記名投票とする。投票した候補者数が 15 名を下回る場合も投票を有効とする。
3) 不在者投票及び委任状による投票は認めない。
4) 以下の投票は無効とする。
(1) 所定の方法によらないもの。
(2) 候補者以外の者に投票したもの。
(3) 所定の人数を超えて候補者に投票したもの。
(4) 同一の候補者に重複して投票したもの。
(5) 判読不能のもの。
(6) 氏名に敬称をつけたもの。
5) 当選者の確定は次の各号に従う。

(1) 有効得票数がもっとも多いものから順次、定数までの候補者をもって当選とする。
(2) 定数最下位に有効得票数の等しい候補者が複数あるときは、選挙管理委員立ち会いのもとに抽選（本人によるくじ引き）によって順位を決定する。また欠員が生じた場合のために次点者も決定し公表するものとする。

第６条　選挙理事に欠員が生じた場合には、理事会の議を経て次点者から順次欠員を補充するものとする。ただし、任期は前任者の残任期間とする。

第７条　選挙理事の確定後、代議員会において監事の選挙を行う。

第８条　代議員会における監事の選挙は、次の各号に従う。
1) 選挙にあたって、理事長は代議員から 2 名に選挙管理委員を委嘱し、選挙事務にあたらせる。
2) 投票は、別途理事会が定める方法により、2 名連記の無記名投票とする。投票した候補者数が 2 名を下回る場合も投票を有効とする。
3) 不在者投票及び委任状による投票は認めない。
4) 以下の投票は無効とする。
(1) 所定の方法によらないもの。
(2) 候補者以外の者に投票したもの。
(3) 所定の人数を超えて候補者に投票したもの。
(4) 同一の候補者に重複して投票したもの。
(5) 判読不能のもの。
(6) 氏名に敬称をつけたもの。
5) 当選者の確定は、次の各号に従う。
(1) 有効得票数がもっとも多い者から順次 2 名を当選とする。
(2) 定数最下位に有効得票数の等しい候補者が複数あるときは、選挙管理委員の立ち会いのもとに、抽選（本人によるくじ引き）によって順位を決定する。また欠員が生じた場合のために次点者も決定し公表するものとする。

第９条　任期中に監事の欠員が生じた場合には、理事会の議を経て次点者を補充するものとする。ただし、任期は前任者の残任期間とする。

第２章　理事長、副理事長および財務担当理事の選出

第１０条　理事長は、理事会の決議により理事の中から選定する。ただし、理事長に選定する者について理事全員の同意がある場合は、第１１条に定める選挙を省略することができる。

第１１条　理事会における選挙は、次の各号に従う。

1) 選挙にあたって、前任理事長は代議員２名に選挙管理委員を委嘱し、選挙事務にあたらせる。
2) 投票は別途理事会が用意する投票用紙に１名のみ記載の無記名投票とする。
3) 不在者投票及び委任状による投票は認めない。
4) 以下の投票は無効とする。
　(1) 正規の用紙を用いないもの。
　(2) 理事以外の氏名を記載したもの。
　(3) 複数の氏名を記載したもの。
5) 当選者の確定は、次の各号に従う。
　(1) 有効得票数がもっとも多い者を理事長とする。
　(2) 有効得票数１位の者が複数あるときは、選挙管理委員の立ち会いのもとに、それらの決選投票を行い、もっとも獲得票数が多い者を理事長とする。同数のときは、抽選（本人によるくじ引き）により順位を決定する。

第１２条　副理事長は、理事会の決議により理事の中から選定する。

第１３条　財務担当理事は、理事会の決議により理事の中から選定する。

第１４条　理事長が任期中にその任務を遂行できない場合、副理事長が残任期間その任を代行する。副理事長が任期中にその任務を遂行できない場合、財務担当理事がその任を代行する。

第３章　年次学術集会会長の選出

第１５条　年次学術集会の会長は、開催年の３年前より決定することができる。次年度の会長が当該年度の副会長となる。

第１６条　会長候補者となるには、代議員２名以上の推薦を得たのち、公示期間内（毎年７月１日から８月３１日まで）に立候補を別途定めた書式で理事長へ届け出る。

第１７条　理事長は、理事会に諮り、届け出のあった会長候補者が複数ある場合、これを３名以内に選考し、順位をつけずに代議員に前もって通知する。

第１８条　会長の選出は、候補者が複数ある場合は選挙とし、選挙は代議員会において行い、次の各号に従う。
1) 選挙にあたって、理事長は代議員２名に選挙管理委員を委嘱し、選挙事務にあたらせる。
2) 投票は、別途理事会が定める方法により、１名を選ぶ無記名投票とする。
3) 不在者投票及び委任状による投票は認めない。
4) 以下の投票は無効とする。

(1) 所定の方法によらないもの。
(2) 候補者以外の者に投票したもの。
(3) 複数の候補者に投票したもの。
(4) 判読不能のもの。
(5) 氏名に敬称をつけたもの。
5) いずれの候補者にも投票しない場合は、棄権として取り扱う。
6) 当選者の確定は、次の各号に従う。
(1) 有効得票数がもっとも多い者を当選者とする。
(2) 最上位に有効得票数の等しい候補者が複数あるときは、これらの候補者について再投票を行い、有効得票数がもっとも多い者を当選者とする。

第４章　代議員の選出

第１９条　代議員は、この細則に従い、代議員資格審査委員会と理事会の審査を経て定時代議員会で選出される。

第２０条　代議員は、選出される年（暦年）の８月３１日現在において、次の各号のすべてを満たさなければならない。
1) 医師の場合は、会員歴５年以上の小児麻酔認定医あるいは会員歴３年以上の麻酔科診療責任者（公益社団法人日本麻酔学会認定麻酔科認定病院の麻酔科代表者）であること。歯科医師、医学研究者あるいは医師・歯科医師以外の医療従事者（準会員）の場合は、会員歴５年以上であること。
2) 選出される年（暦年）の８月３１日（前年度期末）に６５歳未満であること。
3) 年次学術集会または理事会が定める本会主催の学術プログラム、あるいは本会が発行する学術雑誌で、新任の代議員は直近の３年間に１回以上、再任の代議員は直近の５年間に１回以上、発表（共同演者可）していること。

第２１条　新たに代議員になるため審査を受けようとする者（以下「新任代議員候補者」と称す）は、毎年８月３１日までに代議員２名の推薦文を含む推薦状及び候補者の履歴書並びに第２０条第３号で規定された実績を証明する資料を添えて、別途定めた書式で理事会に立候補を届け出るものとする。
2　新任代議員候補者の届出時において、当該候補者と同一施設に所属する代議員は２名以下でなければならない。
3　第１項の推薦者２名のうち、少なくとも１名は、新任代議員候補者と同一施設に所属しない代議員でなければならない。
4　第２０条第１号に定める会員歴３年以上の麻酔科診療責任者として届け出る新任代議員候補者は、麻酔科診療責任者であることを証明する資料として、公益社団法人日本麻酔学会の認定施設情報における麻酔科代表者情報その他これに準ずる資料を併せて提出しなければならない。

第２２条　再任を申請する代議員は、任期が満了する年（暦年）の８月３１日までに第２０条第３号で規定された実績を証明する資料を添えて、別途定めた書式で理事会に再任を申請するものとする。

第２３条　代議員の選出後に欠員が生じても補充は行わない。

第２４条　代議員は、定款第１８条に定める事由により資格を失う。

第２５条　代議員は理事長が委嘱する。

第２６条　代議員の選出に関して疑義を生じたときは、理事会の審議・決定に従うものとする。

第５章　名誉会員の選出

第２７条　名誉会員の資格は、次のとおりとする。
1) 役員経験者
2) その他国内外を問わず本会に対して著しく功績のあった者

第２８条　名誉会員の選出は、次の各号に従う。
1) 名誉会員候補者となる者は、第２７条のいずれかの基準を満たすとともに、代議員２名以上の推薦を必要とする。
2) 第２７条第２号に該当する者は、履歴書（業績を含む）及び推薦する代議員全てからの推薦書の提出を必要とする。
3) 選出に当たっては、理事会の議を経た後、代議員会の承認を得て理事長が指名する。

第６章　会費

第２９条　本会の年会費の額は、代議員会の決議により定める。
2　年会費の額は、次のとおりとする。
1) 正会員　１０,０００円
2) 準会員　５,０００円
3) 賛助会員　３０,０００円

第７章　委員会

第３０条　本会は、理事会の決議により、必要に応じて常設又は臨時の委員会を置くことができる。
2　各委員会に担当理事及び委員長を置く。

3　担当理事は理事会の決議で選任する。
4　委員長は委員の中から理事会の推挙により理事長が委嘱するものとし、担当理事の兼任を妨げない。
5　委員は理事会の決議を経て理事長が委嘱する。
6　委員長は委員会の議事及び議決の結果を担当理事に報告するものとする。
7　委員の併任は３委員会までとする。
8　委員会の存続は理事会の議を経て決定し、代議員会で報告する。

第８章　補則

第３１条　本細則の改正は、理事会の議を経て決定し、代議員会に報告する。
2　ただし、第２９条（会費）に係る改正は、代議員会の決議による。
3　本細則の改正の施行日は、会員への周知の方法及び時期を踏まえ、理事会が定める。

付則
この細則は２０２１年1月１日より施行する。
この細則の施行にともない、任意団体日本小児麻酔学会から継承した会則施行細則は、廃止する。
２０２２年１０月１７日改定、２０２２年１０月３１日施行
２０２３年9月２０日改定、２０２３年１０月６日施行
２０２４年8月３０日改定、２０２４年１０月１８日施行
２０２５年6月４日改定、２０２５年１０月３日施行
２０２６年9月２８日改定、２０２６年１０月２３日施行